

世田谷公園魅力向上パートナー（キッチンカー事業者）

募集要項

令和4年2月14日

世田谷区 みどり33推進担当部 公園緑地課

1 公募の目的

キッチンカーの出店によって、公園の利用促進・魅力向上を図り、世田谷公園がコミュニティ形成や地域活性化の場となっていくことを目的とする。

2 募集概要

(1) 出店場所：世田谷公園噴水広場周辺（詳細位置は別紙のとおり）

【住所】世田谷区池尻一丁目5番27号

(2) 指定する用途：公園便益施設（都市公園法第2条2）の売店及び飲食店等としての移動販売車（販売営業車又は調理営業車）

(3) 募集台数：5台程度

(4) 営業可能期間及び営業時間

営業可能期間	営業時間
令和4年4月9日（土）から 令和7年3月21日（金）	午前10時から午後4時まで (午前9時前の入園不可、片付け後、 午後4時30分までに園内退出)

※原則、毎月最低6日以上出店を予定すること。ただし、荒天や猛暑等で出店をとりやめる場合はその限りではない。

※営業可能期間のうち、他のイベントとの関係から出店できない日がある

※花見の期間（3月下旬～4月上旬の約20日間を目安）は出店ができない。

※年末年始（12月29日～1月3日の6日間を目安）は出店ができない。

(5) 求めるキッチンカーのコンセプト

- ・ 世田谷公園の環境に調和した営業車
- ・ 子どもから高齢者まで様々な公園利用者にとって魅力的な店舗運営
- ・ 既存売店や近隣商店との共存を可能とする店舗

(6) 販売品目

酒類を除く飲食物

(自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの)

3 応募者の資格要件

提案書の提出者は次に掲げる資格を満たす個人事業主、法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可(調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可)を有するもの。なお、食品衛生法の改正(令和3年6月1日以降)により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。
- (6) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である(使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合には同一とみなす。)
- (7) その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

4 許可条件等

- (1) 許可方法：都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可とする
※出店の有効期間は3年間だが、公園施設の設置許可の手続きは毎年行なう。
- (2) 許可対象：同一日に出店できるのは、1事業者1台までとする。
 - ・ 企画提案書には、すべての販売品目を記載すること【様式1】。
 - ・ 出店による事故やトラブル等の一切の責任を応募者が負うこと。
 - ・ 選定後に、新たな出店者(協力事業者等)を追加することはできない。
 - ・ 故障や新調による車両の変更・追加は可とし、区との事前協議のうえ、必要書類(営業許可証、車検証、車両の写真)を提出すること。
 - ・ 販売品目の変更も可とし、区との事前協議のうえ、必要書類(追加品目の名称、値段、写真がわかるもの(任意書式))を提出すること。
- (3) 許可期間：「2. 募集概要」の営業可能期間および時間

(4) 許可対象面積：約10㎡（指定する区画内のみとし、大型車両やけん引車は許可しない）サイズは、全長4.90m以下、幅1.90m以下とする。

(5) 区の事業への協力

区がアンケート調査（利用者の声や売り上げ等）を実施する際は協力すること。

(6) 出店に際しての料金

出店に際しての料金は、①土地使用料と②出店料からなる。

① 土地使用料

(ア) 金額：年額 約195,730円（予定）

(イ) 納付：土地使用料は下記のスケジュールで、区が発行する納付書により前納する（途中で出店を中止しても返還しない）。

出店期間	請求時期
第一回（4月－7月分）	4月中旬
第二回（8月－11月分）	7月中旬
第三回（12月－3月分）	11月中旬

② 出店料

(ア) 金額：出店者が応募時に【様式1-9】において提案した金額に、実際に
出店した日数（土日祝日のみ）を掛け合わせた額（別途発行する出店料契約
書に明記する）。

なお、出店料は、途中で変更することができない。

(イ) 納付：出店料は出店状況報告に基づき、下記のスケジュールで区が発行す
る納付書により納付する。

出店期間	請求時期
第一回（4月－7月分）	8月下旬
第二回（8月－11月分）	12月下旬
第三回（12月－3月分）	3月下旬

(7) 出店スケジュールの公表

- ・ 直近1ヶ月間の出店予定日を、区ホームページで公表している。そのため、毎月下旬頃に届く区からのメール（出店スケジュールの確認）に従い、翌月の出店スケジュールを遅滞なくメールで提出すること。
- ・ 原則、自己都合による出店予定日の取り止めは認められない。ただし、毎月末に提出する出店スケジュールで出店を予定していなかった日について、後日、出店者の都合等で追加出店を希望する場合、出店希望日の1週間前までに区にメールで連絡

する場合に限り認めることとする。

(8) 最低出店日数

1ヶ月あたり6日以上の出店をすること。ただし荒天や猛暑等で出店をとりやめる場合はその限りではない。

(9) ごみの処理

- ・ 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- ・ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- ・ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

(10) その他事項

- ・ 園内は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度10km/h以下で走行すること。
- ・ 園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。また夜間園内駐車場を使用することも出来ない。
- ・ 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は、メール等で連絡すること。
- ・ 電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ・ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を区に報告すること。
- ・ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、区は、出店許可を取り消すことができる。
- ・ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ・ 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うことと。
- ・ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。
- ・ 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・ 出店者と区との出店契約は、公園施設の設置許可をもって成立するものとする。
- ・ 世田谷公園で区主催イベントが開催される際、区から出店を求められたときは、会場の賑やかさを演出するため、積極的に出店すること。
- ・ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・ 商品を提供する際のレジ袋は、原則有料とする。有料化の対象外となるものなど、

経済産業省の「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を遵守すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策を講じること（従業員のマスク着用、消毒設備の設置、順番待ち時の社会的距離確保の工夫など）。
- ・ 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（移動販売車に置くことは可）、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可）などは禁止する。
- ・ 世田谷区内全域の道路・公園は禁煙であるため、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならない。
- ・ 世田谷区の電子決済サービス「せたがや Pay」の導入について、可能な限り協力すること。
- ・ その他不明な点については、区担当者と協議すること。

5 応募の手続き等

日 程	内 容
令和4年 2月14日（月）～ 3月4日（金）	手続き開始の公表、募集要項交付 （世田谷区HPにて公表、交付）
令和4年 2月22日（火）	質問締め切り
令和4年 3月4日（金）午後5時必着	企画提案書、審査資料 提出期限
令和4年 3月中旬～下旬	資格確認、企画審査、出店者選定
令和4年 4月上旬	許可手続き、出店調整
令和4年 4月9日（土）	出店開始予定（※1）

（※1）出店に関する許可手続きや現場説明会などの調整により遅れる場合がある。

※区は、この案件に企画提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書の審査経過等を公表することが出来る。なお、審査資料を公表する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。

※提出された審査資料は、出店者の選定以外に使用しない。

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

※審査資料提出後は、原則として審査資料に記載された内容の変更は認めない（事前に申請した出店車両や販売品目を除く）。ただし、特別な事由により、変更せざる得ない場合は事前に区の許可を要する。

6 提出資料の作成要領

(1) 本要項についての質問受付及び回答

質問は、質問表（様式2）により行い、回答はEメールで行う。

① 提出方法：Eメール

② 提出資料：質問票（様式2） 1部

③ 提出先：世田谷区 みどり33推進担当部 公園緑地課 施設管理担当

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7908（直通） FAX：03-6432-7989

Eメールアドレス：sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

④ 質問の受付期限：令和4年2月22日（火）まで

⑤ 回答予定：令和4年2月28日（月）まで

(2) 企画提案書及び審査資料の提出について

① 提出資料（A4判）：

a 企画提案書（様式1）6部（うち1部は原本、5部は写し）

b 営業許可書（都内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの。）1部

c 車検証（レンタル車不可）1部

d 参考資料（会社案内や販売品のチラシ等）【提出は任意】1部

e 協力事業者との関係性がわかる契約書類（業務提携の契約書等）1部

※eは、複数の事業者と協力して出店する法人、個人事業主は提出すること。

② 提出者：1事業者1申請とする。

③ 提出方法：郵送（締切必着）又は持参

④ 提出先：(1) ③提出先と同じ

⑤ 提出期限：令和4年3月4日（金）午後5時まで

7 審査

資格審査後、有資格者の審査資料を次の項目で評価する。審査は、「世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会」から選出された区職員5名で行う。

評価項目		摘要
効果的なサービスの提供	公園利用者及び近隣住民に安全・安心な商品・サービスを提供できる提案か。メニュー・商品、価格の妥当性等を評価する。	様式1
公園の魅力向上・利用促進、コミュニティ形成や地域活性化、地元商店への配慮	公園の魅力向上や利用促進についてどのように貢献できるか。コミュニティ形成や地域活性化についてどのように貢献できるかを評価する。	
ゴミの回収・処分、清掃方法	包装容器等の回収・処分方法、清掃の実施方	

など環境への配慮	法、環境配慮型機器（容器や発電機等）の使用について評価する。	
出店料	提示された出店料について評価する。	

※審査結果が同等であった場合は、抽選により決定することがある。

※審査結果通知は、Eメール又は郵送で行う。

※非選定理由に関する事項

- ① 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）にて、公園緑地課長名で通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に書面（書式自由、ただし規格はA4）により、公園緑地課長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。
- ④ 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ア 受付場所：(6) 1) ③ 提出先に同じ
 - イ 受付時間：9時から17時まで

8 出店の辞退

企画提案書提出後かつ公園施設等設置許可申請書提出前に出店を辞退する場合は、区に辞退する旨を連絡の上、辞退届（様式3）を区に提出すること。

9 担当者

世田谷区 みどり33推進担当部 公園緑地課 施設管理担当

電話：03-6432-7908（直通） FAX：03-6432-7989

Eメールアドレス：sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp